

## < 特別支援教室「けやき教室」について >

### 1 特別支援教室の目的

特別支援教室では、生徒が抱えている学習上や学校生活上の課題や苦手さを改善・克服するための援助や指導を行います。（学習の遅れの回復や補習、あるいは補助を目的とするものではありません。）

本人が自信を取り戻し、通常の学級において十分に自分の力を発揮することができるようになることを目指します。

### 2 授業内容

巡回指導教員が、個々の課題に応じて、「自立活動」（心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、コミュニケーションなどの向上をめざす活動）を行います。

「自立活動」では、「自分の感情のコントロールの仕方」「他者との関わり方やコミュニケーションの仕方」「姿勢保持や日常生活に必要な基本動作に関すること」など、通常の学級の中では指導の時間が取りにくい学習を行います。また、読み・書き・計算などの中の特別な困難さについて、通常の学級でも活かせる学習の方法を学んでいきます。

生徒自身が「困っていること」や「悩んでいること」（本人が気付いていない場合もあります）に自分自身で対応できるように、「困っていること」や「悩んでいること」の対処方法を学び、通常学級で力が発揮できるスキルを身に付ける学習をします。

### 3 指導時間の決め方について

指導時間は、週に1～2時間程度（個別指導と小集団指導）で、通常の授業を抜けて行っています。個々の生徒の状況や通常学級の時間割を考慮して、学習時間数や学習する曜日・時間帯を巡回指導教員・学級担任・生徒・保護者と相談して決めます。

学校の行事や定期考査と重なった場合は、学校の行事・定期考査が優先となります。

### 4 巡回指導教員について

「巡回指導教員」とは、特別支援教室で指導を行う先生のことです。この地域は西中学校が拠点校となっています。西中学校から「巡回指導教員」が来校し、下里中学校けやき教室の指導を行います。朝から巡回指導教員が下里中に一日勤務することが多いですが、午前中や午後だけ勤務することもあります。

## 5 保護者との連絡について

特別支援教室での指導については、保護者の方と巡回指導教員、学級担任との連携・協力が必要となります。学期ごとに、課題の設定、個別指導計画の内容の確認や通常学級での支援、課題の見直しなどを行うために学期ごとに面談します。（必要に応じて面談期間以外の日にも行います。）

## 6 特別支援教室入室の相談について

相談は年間を通していつでも受け付けています。中学校に入学してからも相談可能です。入学後、学校生活を送っていく中で困り感（学習面・生活面・情緒面などで困ったこと）が出てきた場合は、学級担任や特別支援コーディネーターなどを通して相談していただいても結構ですし、直接特別支援教室の巡回指導教員にお問い合わせいただいても結構です。特別支援教室（けやき教室）の見学や体験も可能です。

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立下里中学校

校長名 藤 井 和 重

## 令和 6 年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第 20 条により、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

## 記

## 1 特別支援教室の教育目標

- (1) 自立に向け、生徒一人一人の障害の特性に応じた学習上または生活上の困難を改善・克服することを旨とし、より良くよりたくましく生き抜く力を身に付ける。
- (2) 生活に必要な知識・技能・態度・習慣を身に付け、自己理解を通じた自己肯定感を育み、情緒の安定を図る。
- (3) 人との関わり方や集団生活におけるルールを理解し、他者への接する態度や表現力、コミュニケーション能力を育てる。
- (4) 巡回指導教員と在籍学級の担任や教科担任が協働することにより、生徒が特別支援教室で伸長した力を、退室後も在籍学級で発揮できるように環境づくりを行う。

## 2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 一人一人の障害の状態や特性を把握し、その障害の改善、克服や適応力を高めるために自立活動 6 区分 27 項目の学習を、個別指導と小集団指導でバランス良く実施する。ICT 機器を有効に利用し、生徒の学習意欲を喚起する。
- (2) 在籍学級の担任や教科担任、特別支援教育コーディネーターと密に連携するとともに、特別支援教室巡回相談心理士とも連携を図って生徒の特性や障害を把握した連携型個別指導計画を作成する。
- (3) 校内委員会を通して各生徒の状況を学校全体で共有して組織的に支援体制を整え、退室後もレベル 1 やレベル 2 の支援に努め、合理的配慮を考慮しながら進めていく。
- (4) 自立活動を通して伸長した力を在籍学級でも発揮できるように在籍学級の担任に環境整備について助言し、在籍学級での支援を推進する。

## 3 指導の重点

- (1) 自己理解を深め、自己肯定感を高める指導を通して、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自分の良さに気付くことができるように育成する。
- (2) ソーシャルスキルトレーニングを通して対人関係の改善や情緒の安定を図り、適切なコミュニケーションや行動を円滑に取れるよう、様々な場面における調整力を身に付けさせる。
- (3) 指示やルールを理解して行動する力、自分の動きを調整する力を身に付けさせ、集団参加に向けた自立の基盤作りを行う。

## 4 その他の配慮事項

- (1) 連携型個別指導計画については、学級担任、巡回指導教員、保護者が連携して作成する。  
また、連携を図り、在籍学級での様子を適切に把握し、指導方法の改善に努めるとともに、自立に向けた日常生活の支援を行う。
- (2) 在籍学級の時間割を考慮し、特性や実態に合わせて時間割を決定する。教科担任と連携して受けられなかった授業に関するフォローを行う。
- (3) 巡回指導教員が教育相談部会に参加し、特別支援教育の推進に努める。
- (4) 特別支援教室巡回相談心理士やスクールカウンセラー等の専門家との連携を図り、助言を指導に反映させ、学級担任と巡回指導教員が協働して、指導や支援の評価を行う。